

令和6年第3回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和6年6月18日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	6月18日午前9時0分宣告（第2日）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二 3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一 5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子 7 番 植 田 い ず み 8 番 山 口 昌 亮 10 番 山 田 仁 樹 11 番 森 田 勝 12 番 馬 本 隆 夫		
欠 席 議 員	9 番 井 戸 太 郎		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 西 脇 洋 貴 副 町 長 植 田 充 彦 教 育 長 上 田 薫 理 事 寺 口 浩 代 総 務 部 長 山 崎 孔 史 住 民 福 祉 部 長 松 本 光 弘 事 業 部 長 西 岡 勝 三 教 育 部 長 川 西 貴 通 総 務 防 災 課 長 岡 田 康 裕 住 民 生 活 課 長 木 崎 広 親 健 康 保 険 課 長 東 川 美 和 こ ども 支 援 課 長 西 岡 直 美 都 市 建 設 課 長 松 本 浩 至 教 育 委 員 会 総 務 課 長 酒 井 智 志 総 務 防 災 課 参 事 大 須 賀 芳 雄 健 康 保 険 課 参 事 石 見 幹 子		
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 浅 井 利 育 主 幹 高 橋 恭 世 主 査 竹 村 恵		
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		

令和 6 年 第 3 回 （ 6 月 ）

平群町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 6 年 6 月 1 8 日（火）

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	7 番	植田 いずみ	1 学校行事で危険な関西万博を選択しないで 2 災害関連死の認定を行う審査会設置を
2	1 2 番	馬本 隆夫	1 デマンドタクシーの運行状況と今後の取り組み について 2 平群町こども家庭センターについて 3 今後の公立こども園の運営について 4 新庁舎建設について
3	4 番	長良 俊一	1 部活動改革について 2 イノベーションを創出する教育環境を 3 平群町町有バスについて
4	1 0 番	山田 仁樹	1 平群町総合文化センターの利用分割、利用状況 と祝祭日の開館について 2 新庁舎建設計画について
5	6 番	稲月 敏子	1 太陽光発電設備の火災について 2 ミニ開発と町づくり計画

再 開 （午前 9 時 0 0 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

井戸議員より、療養のため本日と明日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は 11 名で定足数に達しておりますので、これより令和 6 年平群町議会第 3 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第 1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は 10 名の議員から提出されております。本日は発言順位 1 番から 5 番までといたします。順次質問を許可いたします。

まず、発言番号 1 番、議席番号 7 番、植田議員の質問を許可いたします。植田君。

○ 7 番

おはようございます。私のほうからは、大きく 2 点にわたって質問をさせていただきます。

まず 1 点目です。学校行事で危険な関西万博を選択しないということです。

来年 4 月に開幕を予定されています関西万博ですが、様々な危険な問題が浮上しています。その大きなきっかけとなったのが、今年の 3 月 28 日に起こった夢洲の万博予定地、皆さんのお手元の今日の中にもある、ちょっと位置図を載せてもらってます。手書きで大変ちょっと見にくいかもしれませんが。これの予定区、1 区での可燃性ガス、いわゆるメタンガスの爆発事故です。夢洲は、大阪のごみや下水の汚泥などの最終処分場となっています。現在でも稼働しているという状況です。長年の下水の汚泥やしゅんせつ土砂などの有機物が発酵して発生するメタンガスの発生量は年々増加している傾向にあります。昨年の夏では、1 日 2 トンというメタンガスが発生しているという状況です。

万博で、観光バスの駐車場に計画されている場所は、爆発を起こした 1 区、ここで言いますと、この 1 区ですね。ここのこの部分に駐車場が計画をされています。ここは、メタンガスだけではなくですね、大量の PCB も、その地下に埋められていると言われています。

そして、駐車場からメイン会場、メイン会場はこの２区の部分なんですけども、万博予定地まで約１キロの距離があると言われています。そういうことで、小学校低学年だと約３０分間かかると。日陰が一切ない中を子どもたちが歩くことになり、熱中症が心配されます。なおかつ、会場内は給水機の設置も決まっておらず、コンビニ、売店はキャッシュレス対応のみだということで、協会のほうに問い合わせたところ、これまでも水筒を複数持ってきてくださいということが答えとして返ってきているということです。

また、１日１万４，０００人の児童・生徒が来ると想定しながら、子どもたちが昼食が取れる団体休憩所は２，０００人分しかありません。また、団体休憩所は、今回のこの爆発事故があった地域から程近いところにあると。１区内にあるため、パビリオンを一旦見学してから、離れたこの休憩所までまた戻らなければならないと、こういう状況となっています。その上、万博に行く日も入るパビリオンも学校が選べないという状況になっています。下見もできるかどうか分からないとのこと。夢洲への交通アクセスにも大きな問題があります。防災基本計画は、被害想定が甘過ぎると専門家から指摘を受けているという状況でもありますし、避難計画もいまだに策定されてないようです。

これまで、学校行事として校外学習、遠足の場所の選定は、子どもたちの安全が守られ、教育的効果もあるところを先生方はしっかり情報を収集して、現地の下見もして決定してこられました。このような危険や問題だらけの関西万博が児童・生徒たちの校外学習、遠足の場所としては、どう考えても適切ではないと考えます。教育委員会として、学校行事としての関西万博への参加について、どのようにお考えなのかお聞きをしておきたいと思います。

２点目についてであります。災害関連死の認定を行う審査会設置をということで質問させていただきます。

１月１日に発生した能登半島地震から６か月近くになりますが、死者は２６０人、うち３０人は災害関連死、これは５月２８日現在の状況ですが、の方々です。災害関連死の申請は１００件ほど出ているそうです。住宅被害も８万棟を超えています。一定規模以上の自然災害により亡くなられた方には災害弔慰金が支給されます。主たる生計維持者の場合は５００万円、その他の場合は２５０万円だそうです。また、災害から何とか避難できても、厳しい避難生活などで命を落とす、いわゆる災害関連死の方々も災害弔慰金の対象となります。

災害関連死を出さないようにするための対策はもちろんのことですが、不幸にも関連死でお亡くなりになった場合、災害弔慰金を受け取るためには、自治体や、自治体が医師や弁護士等を構成メンバーとする審査会で災害関連死と認定しなければなりません。国は、直接死の４倍を超える関連死が出た２０１６

年の熊本地震の後、２０１９年に迅速な審査につながるとして、条例で市町村が審査会設置に努めるよう、法改正、努力義務化ですが、としました。平群町は現在、条例上、審査会設置はされていません。ぜひ設置が必要だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、大きく２点について、明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

植田議員の御質問の大きな１項目め、学校行事で危険な関西万博を選択しないについてお答えをさせていただきます。

学校における安全管理上、児童・生徒の命と安全を確保するための環境を整えることは何よりも優先すべき重要なことであります。校外においての活動では、県教育委員会作成の学校安全指導の手引において、事前に綿密な計画を立案するとともに、現地の安全を十分確認することがポイントとの記載があり、これまでも国や県からの各種通知文などを元に、町教育委員会としても各学校に対し、常に危機意識を持って対応するよう呼びかけているところであります。

今回開催されます、日本では２０年ぶりとなる大阪・関西万国博覧会において、その開催趣旨やメッセージ、ホームページ等において、次世代を担う子どもたちにとって絶好の学びの場につながるものであるとの呼びかけを見るにつけ、この機に触れられることへの期待が膨らむことも事実であります。

今後、このイベントに限らず、学校管理下で行われる校外での教育活動に際して、今述べましたような意識、認識をしっかりと踏まえ、活動場所の選定やプログラムづくりなど、各学校が狙いとするところを明確に、子どもたちにとって大きな教育効果が得られるものになるよう、引き続き注意喚起を促し、適切に判断されるよう見守ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

植田議員。

○７番

ありがとうございます。当然ね、子どもたちの安全が最優先されるっていうのは当然だと思いますし、校外学習の教育的効果というのも、当然そこにせっかくそういうことで行くわけですから、そういうことも当然考えていかれるとの答弁だと思います。ただ、今言われてる、今準備をされています関西万博ですが、現在でもまだパビリオンが外国は一つも建ってないという状況があった

りとか、それから、最初にも述べましたように、本当に子どもたちがそこで何を学べるのかということが、これ、大阪のほうで意向調査されたんですけども、各学校が、情報が本当に全然入ってこないと。こういう教育効果が、できることが提供できますよとか、こういうメリットがありますよというのがほとんどされてないし、そういう安全面を確保する部分でも何一つ明確になっていないということが私は問題だというふうに思っていて、今、大阪では意向調査をされているようですけども、その中でね、言わば、交野市なんかではですね、もう万博には行かないと、参加希望の高校は1校もなかったということで、なぜそういうことになっているのかといえ、やはり安全とか円滑な滞在活動、あるいは移動確保に非常に問題があると、大きな不安を抱えているということが参加をしない、行かないというふうな答えとして返ってますし、またもう一つ、大阪のほうでは、市町村の教育長が府教育委員会に対して要望も上げています。ここでもやっぱり安全・円滑な滞在活動などがやっぱりいろいろあるということ。それから、熱中症の問題とか、ピーク時には1日、これは小中学校ですけども、6,700人以上の児童が入場を見込んでいるけれども、中学校は、先ほど最初に言ったように、団体休憩所は使わないというふうなことで、じゃあどこで昼食を取るんだというふうな問題とか、それと、下見についても十分、日にちも含めて確保されてないという問題と、それから、ここに行きたいと思うパビリオンに行けないかもしれない。希望は聞いてくれるけれども、そのとおりになるかなるかどうか分からない。あるいは、日にちも、小中学校も含めて、春の遠足は5月に集中するんだそうです。だから、それが言わばほかの6月であるとか、あるいは夏場は少ないとは思いますが、何せ6か月間しかあれないですので、半年しかないですので、その間にどういう、いつに、自分たちがもし申し込んだとしたら行けるかどうか分からないということでは、非常にやっぱり不安が募るということがあります。

多分、奈良県については、意向調査というのはまだ来てないとは思いますが、けれども、ただ、県としては、1億7,000万円の債務負担行為を組んでおられるというふうにお聞きをしています。だから、これ、大阪がどういうふうな状況に最終的になるのかは分かりませんが、もともとこの子どもたち、児童・生徒への要請が来たというのは、この関西万博の前売り券ですか、売り出したときに、やはり思ったように売れないというふうな状況があって動員がかかったというふうに報道もされています。私もそうだと思います。ただ、やはりこんだけ危険なところに子どもたちを行かすっていうのは、絶対にこれはあってはならないことだと思うんですけども、その点、現場で生徒たちと携わってこられた教育長自身は、いろんな情報とかも多分持つてはると思いますし、

そういう中でね、やはり、一定の数の生徒を連れていかなあかんという立場に立ったときに、こういう様々な問題や危険があるという万博について連れていくということについてはどのようにお考えなのかという問題と、現場の先生方に、やっぱりきちっと、いろんな情報も含めて下ろしていただきたいし、そういう中で、的確な判断ができる、そういう情報の収集ということについてもですね、教育委員会として、やっぱりそういう働きかけもしていただきたいというふうに思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

危険な場所へは行かすべきではないということで、先生方には適切な情報を下ろしてほしいということを今おっしゃっていただいたんですけども、県、国から来る通知文ですね、これにつきましては、必ず、先ほども申し上げましたけども、学校のほうにも下ろしております。その上で、学校の判断がされるというふうに思っておりますけども、この事故につきましても、3月28日発生ということで、いろいろ新聞、この間、直近では朝日新聞にも6月13日に載ってたかなと思うんですが、協会のホームページ等を見ていきますと、工事関係者や来場者の安全を確保する対策を6月中にまとめるというふうに書いてあったんですけども、確におっしゃるとおり、詳細についてはまだまだ我々も分からないなというふうに思います。この辺につきましては、今後、もちろんきちっと対応されていくものというふうに考えておるとこなんですけども、実際に行くかどうかにつきましては、やっぱりその場、その状況に応じて適切に判断していくべきだというふうに考えております。

○議 長

教育長。

○教育長

今、部長のほうから申し上げましたとおりでございます。議員からもお話しいただいておりますように、やはりいろいろな学校行事っていうのは、学校のほうが様々、子どもたちにどのような教育効果をしっかりともたらすかということで、狙いを定めて立案するものでございます。先ほど御指摘の、あるいは答弁の中にもありましたように、計画を立てるためには、様々やはり情報というものをしっかりと取って精査する、この必要があります。国から、あるいは県からの通知もそうですし、今は様々な方法で情報というものを得ることができます。子どもたちにとって、命と安全、これをしっかりと守って、そして子どもたちの夢がしっかりとつながる、広がるような、そういう行事というもの

をつくってもらうように、教育委員会としても学校としっかりと話をしていきながら進めてまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長

植田議員。

○7番

当然そうだと思うんです。ただ、文科省のほうから下りてくる通知の中にですね、これちょっと、前に教育部長にもお聞きしたんやけど、4月8日に通知が下りてきた。その4月8日といえば、3月の事故の後ですよ。だけど、そこに書かれてましたか、爆発事故が起こったということ、事実として。これ、協会自体も認めたのが3月の事故で5月やったかな、相当遅れて発表されたという問題があって、当然こんなんは事故が起こったすぐぐらいにきちっとやっぱり報道すべき問題ですし、協会自体が会見も開いてないという状況があったわけですね。そういうふうな対応をするところに子どもたちが安全に行けるのかというのは非常に私は疑問に感じたわけです。

だから、そういう意味ではね、そういうこともきちっと踏まえていただいて、今、私が最初に言いましたようないろんな問題があるということも含めて、やはり子どもたちが安全で的確な教育効果があるもの、今回の万博については、目玉が人間洗濯機とか空飛ぶクルマとかと最初言われてました。そののどれとも、それが本当に子どもたちの教育環境上、よしとするものなのかというのは私はすごい不安に感じた問題があるんです。

このところ、毎年のように、関西万博について、行きますかという意向調査をしたら年々下がってるという状況で、直近の分では、80%以上が行かないというふうな答えも返ってきてるというふうな報道も聞いております。

そういうことも含めて、とにかく子どもたちのそういう校外学習の場として、私はふさわしくないと思いますし、そういう危険もあるということも一番大きな問題としてありますので、そこら辺は十分教育委員会も現場の学校とも話をさせていただいて、ちゃんとした選択ができる、私は選択してほしくないんですけど、そこはね、そういうことをきちっとやっていただきたいということは重ねてお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

この件については以上で結構です。

○議長

山崎総務部長。

○総務部長

それでは、植田議員の2項目めの災害関連死の認定を行う審査会設置につい

ての御質問にお答えいたします。

災害弔慰金等については、災害弔慰金の支給等に関する法律及び条例に基づき、自然災害により死亡した遺族に対する災害弔慰金の支給と町民の福祉及び生活の安定に資することを目的として支給しております。災害弔慰金等の支給については、自然災害での死亡であるか否かの判定は町が行うこととなりますが、事実関係が明白でない場合には、警察署または消防等の各関係機関の情報等により、十分調整、確認の上、判定を行うとされ、それでも判定が困難な場合は、医師や弁護士等の有識者による審査会を設置して第三者の意見を聞くなど、慎重に進めていかなければならないとされています。

一方で、東日本大震災では、被害が甚大であったため、一部の市町村では単独で審査会を設置して円滑な支給を行うことが困難であり、県や一部事務組合等に審査会の設置及び運営を委託して行ったケースも聞いております。

そのようなことも踏まえ、条例に基づく審査会の設置については、必要性は認識しておりますので、検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

ありがとうございました。必要性は認識している、検討していきたい、ぜひしていただきたいと。部長おっしゃったように、災害の規模によってね、やはりそれがきちっと機能できるかどうかというものになるのかどうかというものも、私も確かにそういうこともあり得るだろうというふうに思います。ただ、やっぱり備えあれば憂いなしではないですが、やはり、不幸にしてそういう形で関連死で亡くなられた方に迅速に対応できるものとして、やっぱりその設置が必要だということもありますので、これは十分、町単位になるのか、ある程度の広域的な分で持つのかという、いろいろ考え方はあるかと思うんですけども、ぜひこの部分については十分な検討をしていただいて、そういう方々が少しでもきちっと、関連死に認定されたとすれば、早急に対応できるような形が取れるように、行政として進めていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、植田議員の一般質問をこれで終わります。

9時30分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 9時22分)

再 開 （午前 9 時 3 0 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 2 番、議席番号 1 2 番、馬本議員の質問を許可いたします。馬本議員。

○ 1 2 番

それでは、議長の許可を得ましたので、大きく 4 点について一般質問させていただきます。行政側におかれましては、明確な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

まず 1 点目、デマンドの運行状況と今後の取組についてをお聞きいたします。

デマンドタクシーの実証運行も終わり、4 月 1 日から高齢者を支える事業と認められ、本格運行されることになりました。そこでお聞きをいたします。

1 点目、令和 6 年 1 月から令和 6 年 3 月末までの利用状況と、令和 6 年 4 月から 5 月末までの利用状況及び近畿大学奈良病院の利用状況は。

2 点目、運行区域拡大、近畿大学奈良病院の拡大に伴い、利用者からの利用料金、利便性等の声は聞いているのか。

3 番目、昨年 4 月と比べて、本格運行を始めた本年 4 月との対比は。また、今年度から運行拡大及び増車等による利便性向上を図っているが、利用推移について、どのように想定をされているのかお聞きいたします。

続きまして、大きく 2 点目でございます。平群町こども家庭センターについてでございます。

平群町は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、児童福祉法及び母子保健法において、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を有し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもに対し、効果的で切れ目のない一体的な相談支援を行う機関として、平群町こども家庭センターを令和 6 年度からプリズムで運営をされております。

業務内容といたしましては、1 点目、地域の全ての妊産婦、子育て家庭に関する支援業務。2 点目は、支援が必要な妊産婦や子育て家庭の支援業務。3 点目、要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務。4 点目、地域における体制づくり。5 点目、こども家庭センターの設置目的を達成するために、町長が必要と認めた業務などがあります。そこでお聞きをいたします。

1 点目、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点、両機能を一体化するとしていますが、業務内容の増減はどうか。

2 点目、それに対する職員体制の増減は。

3 点目、平群町として、独自の施策は。

4 点目、こども家庭庁は、2023年4月1日に、こどもまんなか社会の実現を目的として発足されました。本町の考えはどのように思っておられますか。

大きく3点目でございます。今後の公立こども園の運営についてであります。

現在、平群町内には、公立のはなさと、ゆめさとのこども園と、令和6年度から私立のレイモンド平群こども園、北幼稚園、これは一部預かり保育が運営されています。公立のはなさとゆめさとこども園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、平群町立幼保連携型認定こども園として平成27年4月から運用されておるわけでございます。

今年度のはなさとこども園は1号認定定員が3名、2号・3号認定定員が121名で、定員合計124名。また、ゆめさとこども園は、1号認定定員が44名、2号・3号認定定員が182名で定員全員で226名が募集をされました。4月1日現在、はなさとこども園、総数120名が入園されています。また、ゆめさとこども園は4月1日現在、223名が入園されております。私立のレイモンド平群こども園は、1号認定定員が15名、2号・3号認定定員が70名で、定員合計85名で開設をされました。4月1日現在、47名が入園されております。また、平群北幼稚園は一時預かりを実施されております。

そこでお伺いたします。現在、こども園の待機状況はどうか。

2 点目、今後、公立こども園と私立こども園の各運営内容について、どのようにお考えですか。

3 番目、今後のはなさとこども園、ゆめさとこども園の各定員数について、どのように考えておられますか。

続きまして、大きく4点目でございます。新庁舎建設についてであります。

令和4年9月議会におきまして、役場本庁舎は昭和30年代に建設、その後、西庁舎、南庁舎が増築されました。特に本庁舎の老朽化が著しく、大震災発生時には崩壊の可能性があります、防災拠点としては利用できず、住民の生命、財産を保守できない危惧が想定されます。よって、新庁舎建設は最重要課題と質問を行いました。町は、財政状況を見据えながら基本構想に着手してまいりますと御答弁をされました。

その後、令和5年3月議会におきまして、建設予定地買収には起債を発行、償還は令和10年度となっており、10年間で事業化されることが同意の要

件として起債が発行され、残り５年間に新庁舎建設に着手しなければなりません。

町は、庁舎用地の公共用地先行取得債の条件として、返済が完了するまでは着工すべきことと認識されました。また、令和５年度につきましては、建設規模や建設事業費の財源、将来の公債費負担、建設スケジュールなどの検討を予定しており、内部協議ができていないので、総事業費については差し控えたい。また、財源内訳につきましては、補助金、交付金などの模索をしていくことになりました。

令和５年度の庁舎建設基金積立金は約３，８００万円が予定されております。今後、工事着工までに、通常工程として、基本構想、基本計画、実施設計などがあります。住民や議会との協議期間や入札事務などを含んでも３年から４年ぐらいは要するものということで御回答いただきました。また、今年の５月８日の臨時議会におきまして、議会としても将来の平群町を見据え、住民ニーズに対応した新庁舎となるよう、機能や在り方について調査・検討を行うために、新庁舎建設特別委員会が設置されました。建設に向かって本格的にスタートしました。そこでお聞きをいたします。

１点目、総合文化センター西側に新庁舎建設用地約１，５００平米として確保しておりますが、先般の臨時議会において、新庁舎建設特別委員会が設置され、担当職員から、総合文化センター西側の建設予定地は、日照権の問題やどろり広場等が狭くなるなどの課題があると説明をされました。

そこでお伺いいたします。新庁舎建設用地はどこにされるのでしょうか。その際、考慮すべきことはどのようなことでしょうか、お答えください。

２点目、国立社会保障・人口問題研究所が令和５年１２月２２日に発表した日本の地域別将来推計によると、平群町の将来推計人口は、令和２年、２０２０年の国勢調査の実績値は１万８，００９人ですが、３０年後の令和３２年、２０５０年は１万１，０１７人で６，９９２人が減とされております。新庁舎が完成し、開所予定は先行取得債の起債条件からすれば、令和１０年度が想定されます。公共施設の耐用年数は約５０年と言われております。その後、大規模改修工事を行えば、３０年間の延命が図られるとも言われております。新庁舎が完成し、開所が令和１０年とすれば、５０年後の令和６０年には人口は１万人を切っていることが想定されるわけでございます。

そこでお伺いいたします。このようなことを前提に、本町の将来の人口動態を見据えて、何階建ての何平米を予定されているのかお答えください。

３点目、議会として、将来の平群町を見据え、住民ニーズに対応した新庁舎となるよう、機能や在り方について調査・研究を行うために、新庁舎建設特別

委員会を設置され、庁舎の中には、議会が行われる本会議場や様々な部屋が考えられます。議会関連の所要室の構成については、現在の議員定数が上限と考えれば、本当に将来にわたって必要か否かを検討することが重要となってきます。例えば、議会の議論の中心を委員会、私は重要視となり、委員会室の機能が充実されれば、本会議場は年間約30日ぐらい、約8%しか使用しないことになります。私は、住民の血税を投資していただいた本会議場などの議会関連の所要室、できるだけ住民の皆さんも利用できると思います。担当職員のお考えはどうでしょうか。

4点目、国土交通省は、令和7年度から、自治体のインフラ整備を支援する社会資本整備総合交付金の配分に当たり、コンパクトなまちづくりに向けた立地適正化計画作成に着手していない市町村は、原則として交付金の重点配分の対象から外すということが発表されたわけでございます。これを受けて本町は、令和6年度予算に立地適正化計画策定業務を予算化、計上されました。

そこでお伺いいたします。立地適正化計画策定後、新庁舎建設に当たり、新庁舎建設関連事業に関する交付金や補助金などは見込まれているのかお伺いいたします。

5点目、現在の総合文化センターの全体用地は1万平米であります。そのうち、総合文化センターの用地は約2,000平米。正面玄関の植樹帯、イベント広場等で、残りは現在、駐車場130台が確保されております。今後、その中に建設される新庁舎の用地はおおむね1,500平米とすると、建設工事が始まれば、現行の駐車場、駐輪場の駐車スペースが大幅に減ることになります。

そこでお伺いをいたします。新庁舎建設に当たり、総合文化センターを利用する住民のための駐車場、駐輪場及び緊急車両等の公用車駐車場の確保をどのように考えておられるのでしょうか、お答えください。

6点目、総合文化センターを住民が利用できる施設は、1階が4室、2階が6室で、計10室あります。令和5年度の使用率は、9時から13時は64.89%、13時から17時は61.63%、17時から21時まで24.90%で、施設全体の使用率は50.47%です。そのうち、9時から5時までの使用率は63.26%で、令和5年度の使用率でございました。

そこでお伺いをいたします。今後の総合文化センターの使用率及び住民にとって利便性の向上のために、総合文化センターと新庁舎を一体的に活用できるよう計画されることを御提案をさせていただきます。具体的には、新庁舎から2階の一部をつなぐことで実現できると僕は考えております。担当者の所見をお伺いいたします。

7点目、新庁舎建設に関する予算は、今年度初めて計上されており、取組が

始まったところと考えます。議会においても、特別委員会が設置され、本会議場や議会関係の所要室について議論を進める必要があります。

そこでお伺いいたします。現在分かっておられる範囲で結構でございます。今後のスケジュールについて教えていただけますか。

大きく４点について御答弁をお願いを申し上げます。

以上です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の１点目の令和６年１月から令和６年３月末までの利用状況と、令和６年４月から５月末までの利用状況と併せて、近畿大学奈良病院への利用状況についてお答えいたします。

令和６年１月から３月末までの３か月間の利用人数は延べ１，６２６人、月平均５４２人であります。また、４月から５月末の２か月間の利用人数は延べ１，３０９人、月平均６５４人で、４月から５月末の近畿大学奈良病院への利用については、午前８時から９時までの利用人数が３７人、月平均１８．５人の利用があり、運行時間の午前９時から午後４時までの利用人数は１３８人、月平均６９人であります。

次に、２点目の運行区域拡大に伴い、利用者からの意見については、先日、デマンド型乗合タクシー委託事業者との意見交換の中で、今までは近畿大学奈良病院へ行ってほしいという要望が多く聞いていました。しかし、今回の運行区域拡大で往路のみの運行が実現でき、また、利用料金につきましても、利用者から不満等も聞いておりません。利用者からは感謝されるとの報告が運行事業者よりありました。

続きまして、３点目の昨年の４月と今年４月の対比について、行政区域拡大及び乗車等による利便性向上を図ったところであり、昨年４月の予約件数は５４４件に対しまして、本年４月の予約件数は６６９件、１２４件増。利用者は、昨年４月では１７７人に対しまして、本年４月は２２０人、４３人増、このように利用制限を拡充したことにより、平群町デマンド型乗合タクシーの利便性向上が図られていることが数字にも表われています。しかし、一方で、乗合率については昨年とほぼ同様で、全体の約１．０４％と、乗り合いでの利用があまり見受けられません。今後、さらなるデマンド型乗合タクシーの利便性向上に向け、委託事業者の奈良近鉄タクシー株式会社との協議を行い、町内の公共交通ネットワークと併せ、地域への周知活動を行い、高齢者の外出支援につなげてまいります。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

まず、1点目につきましては、2台から3台に増車されることによって利用者が増えているということは、僕はいいことだと思います。担当者の計算は、月大体21日が運行しているということで御計算をされているというふうにも聞いております。

そこでお伺いたします。近畿大学奈良病院が朝8時から9時までの利用者、今おっしゃったように、月平均18.5人で、1日当たり0.9人。また、午前9時から午後4時までの近畿大学奈良病院の利用者は3.3人、1日。そのような数字で理解してよろしいですか。後で御答弁ください。

それと、続きまして2点目につきましては、近畿大学への利用は想定した人数よりも非常に少ないというふうに思います。町としての要因はどのように思っておられますか。

3点目。一応、1点目、2点目、あとはまとめて僕はお話ししますんで、御答弁願えますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、1点目の部分でございますが、まず、議員さんの御理解で結構でございます。

2点目につきましては、町内にあります診療所、クリニックと違いまして、大型病院の診察につきましては、一月に1回、2か月に1回程度の診察を受けに行かれる方が多いと考えております。そのため、当初予定した人数よりも少ない結果になったというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

分かりました。本年4月から、時間の前倒し、車両の増車等、利用者にとって幅広い運行となり、フレイルや介護予防につながる保健福祉事業として大いに今後も期待されるわけでございます。今後、利用者からの意見一つ一つを大切にし、反映をしていただくように、今後お願いいたします。

この件については、これで結構でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、馬本議員御質問の２項目め、平群町こども家庭センターについての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、１点、２点目、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両機能を一体化して設置運営するこども家庭センターにおける業務内容等の増減でございます。

従来実施している相談支援等の取組に加えまして、新たに妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて、支援を要する子ども、妊産婦等へのサポートプランの作成など、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実、強化を図る必要があるとされており、市町村として、相談支援体制の整備、強化が求められております。よって、業務内容につきましては増加している状況でございます。

続きまして、三、四点目、平群町として独自の施策、また、こどもまんなか社会の実現についてでございますが、国は、各法律にのっとりまして、全ての子ども、若者が、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会、こどもまんなか社会の実現を目指しています。また、奈良県におきましても、（仮称）奈良県こどもまんなか未来戦略の骨子案を示し、令和６年６月以降から５か年計画を示すとしています。本町におきましても、国や県の方針を受け、（仮称）平群町こども計画の策定に着手いたしまして、主役である子どもや若者、子育て中の世代の意見を聞いた上で、その計画に反映し、今年度中に策定してまいりたいと考えております。

この計画の中で、本町の特性を生かした新たな事業展開も踏まえてお示しをさせていただきますして、町独自の事業実施に尽力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

馬本議員。

○１２番

１点目でございますが、妊産婦さんのサポートプラン作成が新たにできた。また、様々な家庭環境の虐待等の問題が増加しているということを私は聞いております。そこで、職員体制を増すべきではないかという質問ですが、そこで、部長はどのように思っておられるか、再度御答弁願えますか。

それと、先ほど部長がおっしゃっていただきました３番、４番につきまして

は、一括に御回答いただいたように認識しております。それは、今後、こどもまんなか政策を中心としたまちづくりを行い、これからの平群町を担う上で重要な計画であると考えてるということでございます。平群町のこども計画の策定に当たっては、平群町の特色ある策定をお願いをしたいなと思います。再度、1点、2点目について御答弁願えますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

職員体制の増でございますけれども、4月より、母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者のセンター長、また併せて、双方の業務について知識を有し、客観的に判断することができる統括支援員の配置を行っております。今後、議員おっしゃっていただきましたとおり、相談支援件数などが増加する見込みがございます。そういった中で、さらなるセンター機能の充実について図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

1、2の質問について御答弁いただいたわけですが、業務内容が増える、よって、いろんな職員も増しなければならないというのは、虐待等の件数も増えている中で、住民に支障を来さないような人事異動については、今後、推移を見ながらよろしく願いをいたしたいと思います。

この件については、これで結構でございます。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、続きまして、議員御質問の3項目め、今後の公立こども園の運営についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、現在、各こども園での待機児童の状況でございますが、5月末現在、待機児童はございません。

続きまして、2点目、今後の公立こども園と私立こども園の各運営内容についての考え方でございます。各こども園それぞれにおきまして特色がございます。保護者の多様な選択肢を確保するためにも、それぞれの園の独自性を尊重してまいりたいと考えております。

続きまして、３点目、公立こども園、はなさとこども園、ゆめさとこども園の各定員数についての今後の考え方でございますが、本町におけるこども園設置条例に基づく定員数は、はなさとこども園は１３０名、ゆめさとこども園は１９９名となっており、それぞれの定員数に近づけてまいりたいと考えております。

なお、レイモンド平群こども園につきましては、５月末現在、８５名の定員に対しまして４８名、約５６．５％の入園状況となっております。定員数に一日でも早く達するよう、本町としましても連携、協力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

馬本議員。

○ １ ２ 番

先ほど、特色あるということで、各こども園のことについて質問したわけでございます。具体的な例として、給食費の金額が違うとか、ＡＬＴの学習、それから園児の送迎、障がい児保育などが相違があると私は考えておりますが、この点について、再度御答弁願えますか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

私立こども園における独自の取組ということでございまして、それぞれの園の経営方針について尊重してまいりたいというふうに考えております。

また、私立こども園が開設されまして、それぞれが特色のある園運営がなされることによりまして、保護者の方々が園を選ぶ、その選択肢の幅が増えることによってプラス効果があると認識をしております。

以上でございます。

○議 長

馬本議員。

○ １ ２ 番

まず、待機児童がなくなったということは非常に喜ばしいことであります。なお、今後全ての子育て家庭の支援を行う各こども園の独自性が私は尊重されていくべきというふうにも認識しております。今後、平群レイモンドこども園におきましても、定数に近づくように、行政も御努力をお願いしたいと思います。

この件はこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の御質問の4項目め、新庁舎建設についてお答えいたします。

まず、1点目の新庁舎の建設用地については、議員御指摘のように、老朽化が著しい現庁舎の課題解決のため、昨年度より新庁舎建設の取組を進めております。令和6年5月8日開催の臨時議会でも答弁させていただいたとおり、総合文化センター西側の建設予定地では幾つかの課題があり、検討を進めているところです。現在は、具体的に建設用地の決定までには至っておりませんが、総合文化センターのある街区の中のどこかで確保できないか検討を進めています。その際には、将来の役場の機能を見据えた規模を検討し、また、隣接する総合文化センターとの一体的活用など、周辺への影響も十分考慮しながら用地の選定を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の新庁舎の規模等について。

令和5年度に策定しました平群町第6次総合計画では、2060年、令和42年の人口推計は現状維持型で7,814人、将来展望では1万1,088人となっています。また、令和5年4月1日現在の総務省地方公共団体定員管理調査では、本町の一般行政職員数は150人ですが、2060年、令和42年推計の本町の人口規模で、現在ある町村の職員数データを見ますと、一般行政職員の数80から120人となっております。つまり、職員も減るということでございます。

このような将来を想定した庁舎の規模については、議員御指摘のとおり、非常に重要な視点であり、今を生きる我々が作り過ぎないことが重要であると考えています。御質問いただきました面積や階数につきまして、御指摘の点を十分考慮しつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目の本会議場などの議会関係の所要室の考え方については、新庁舎の基本計画の策定はまだ始めたばかりですが、議員御指摘の議会関連の所要室については、非常に重要なポイントであると考えています。所要室の構成は未定ですが、議会運営の形式でしつらえが変わるものであることについて、事例等の調査検討の中で分かってまいりました。ほかの市町村の庁舎の事例では、本会議場はあえて作らず、多目的ホールを本会議場が開催されるときだけその仕様に変更して本会議場として使ったり、また、本会議場を作っても、住民にコンサートのイベント会場としての開放や、学生の自習室として貸出しをしている事例もありました。このような事例等を議会の皆様とともに勉強しながら議論

させていただければと考えております。

4 点目の新庁舎建設関連事業に関する交付金や補助金については、新庁舎建設に係る補助金等については、関連する省庁の補助金等を調べておりますが、今のところ、新庁舎建設に活用できるものはないというのが現状です。地方債についても、現在の制度の中では交付税算入の見込める地方債はありません。借金も含めて、自己資金の中で対応する必要があると考えています。引き続き、有利な補助金等はないかアンテナを張りつつ、準備を進めていきたいと考えております。

5 点目の新庁舎建設及び総合文化センターを利用する住民のための駐車場、駐輪場及び緊急車両等の公用車駐車場の確保については、現在、発注準備を進めております新庁舎建設基本計画等策定業務の中に新庁舎周辺の町有地の活用の検討を入れており、御指摘の駐車場等の課題につきまして、新庁舎の基本計画とともに、この業務の中で検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、6 点目の総合文化センターと新庁舎の一体的活用に関する提案について、新庁舎は人口・世帯減少が既に見込まれている中で、作り過ぎないことが重要であると考えています。議員より、総合文化センターの利用率を勘案し、建設する新庁舎との一体利用について、具体的な御提案を頂きました。法的な規制など、基本計画策定の議論の中で参考にさせていただきたいと思っております。

7 点目の新庁舎建設の今後のスケジュールについては、新庁舎建設基本計画等策定業務の策定の中で具体的に検討していくこととなりますが、基本計画策定以降、ほかの自治体の事例から見れば、基本設計、実施設計、建設工事まで、令和6年度から令和11年度ぐらいの期間、期間としては5年度から6年度で行うものと現時点では考えております。

以上でございます。

○議長

馬本議員。

○12番

まず、1 点目でございます。将来の機能を見据えた規模を検討し、総合文化センターとの一体化の活用等、周辺の影響も考慮しながら、西側じゃなしに、違うところの用地の選定を進めていくというふうに御答弁をされました。その点については、今後もひとつ、私は一定の場所は想定しておりますが、今後よろしく御検討、お願いを申し上げます。

2 点目につきまして、まず、作り過ぎない、今生きる我々が作り過ぎてはいけないというふうないろんなことで御答弁を頂きました。私は、これからの本

会議場云々のことも考慮しながら、いろんな面積、それと何階建てにするべきかということも十分検討していただけるものと思っておりますので、これが大変重要な課題でございます。ひとつよろしく願いを申し上げます。

それと、3点目につきましては、先ほども言いましたけど、議会の本会議場並びに形式が非常に決まったものであるというふうな印象をみんな持っておられるわけでございます。僕も持っておったわけでございますが、しかし、いろいろちょっと調査をいたしますと、国会であろうが、県会であっても、委員会が重要視されているわけでございます。僕は、委員会が本会議場のような重要視された形の様式を持っていかねばならないと思っております。よって、今後、いろんなことを本会議において様式を設置すべきだと思いますので、担当者につきましては、よろしく検討をお願いしたいなというふうに思っております。

続きまして、4点目でございます。補助金、交付金については、非常に残念なことでありまして、補助金も交付金もないよということで、今後はアンテナを張りつつ、いろいろ検討していくということでございますので、非常に残念なことでございますが、財政厳しい本町でございます。なるべくいろんな関係機関をひとつ調査していただきまして、有利な補助金がありましたら、交付金もありましたら、ひとつよろしく御検討をお願いいたします。

続きまして、5点目。今後、新庁舎が建つことによって住民の駐車場がいろいろなくなるよと。それと、町の公用車も停められなくなるよと。住民にとっては非常に不便やということで、基本計画の策定においてはということで御答弁されましたが、今後検討していくということでございます。枠の中、1万平米の中はそれ以上もう大きくできませんので、新庁舎周辺の町有地はもちろんのことでございますが、民有地も活用できるようなことをひとつ検討していただきたいなというふうに要望しておきます。

続きまして、6点目でございます。私は、一体化したらどうですかということで、ひとつ参考にさせていただきますということを言うていただいたんで、非常に喜んでおります。というのは、ある医療機関におきまして、非常に診察棟と入院棟が1つのある階で結ばれているものを、常に私はそこへ行って人間ドックに行っているわけでございますが、ええ考えやなということも私は思いました。住民にとっては、ひとつそういうこともありますので、将来等の展望も考えながら、提案については、一定評価いただいたように認識してますので、よろしく願いを申し上げます。

それと、7点目でございます。7点目につきましては、令和11年から12年に新庁舎が完成されるというふうな御答弁を今お聞きしたわけでございます。一日も早く完成しですね、東南海地震のような、住民にとって大きな災害

が来ないまでに新庁舎が建設されること。それと、今度、議会のほうの特別委員会も設置されたわけでございます。また、委員会の委員さんをはじめ、皆さんがいろいろ議論していただけるものというふうに、私も、メンバーではございませんが、議員の一人として推移を見ていきたいなと。また、議会の中でまた質問をさせていただきたいなと思いますので、その節はよろしく願いいたします。特に、担当者につきましては、大きな事業でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

私の質問はこれをもって終わります。以上であります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本議員の一般質問をこれで終わります。

10時25分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時09分)

再 開 (午前10時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号4番、長良議員の質問を許可いたします。長良議員。

○4番

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。発言番号3番、議席番号4番、長良俊一です。

今回の質問は大きく3点です。どうぞよろしくお願いいたします。

コロナウイルス感染症も、令和5年5月から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ、1年が過ぎました。また、令和5年度の出納閉鎖も終わり、日々の行政運営を振り返り、次年度に向かう大変大事な起点と考えます。平静を取り戻し、本町の喫緊の課題を克服し、魅力ある町、平群町を感じていただけるようにとの思いからお伺いさせていただきます。

一つ目、部活動改革について。

3月定例会にも一般質問させていただきましたが、放課後の部活動については、中学生にとって大変大事な成長する一助と考えます。先生方の働き方改革、指導者の確保など、留意すべき問題点があるのは承知していますが、中学生

の放課後部活動には競技スポーツと生涯スポーツの両輪を兼ねており、行政として指針を示し、役割を果たす必要があると感じています。本町においては、硬式テニスやダンス等に取り組んでいただいているのは承知していますが、現状と課題、今後の導きについてお聞かせください。

続いて2点目です。イノベーションを創出する教育環境を。

予測困難な時代を迎える中で、学校教育には、革新的な技術や発想により、新たな価値を生み出せる人材を輩出することが求められています。したがって、器となる学校施設自体も、建物の劣化対策と併せて、イノベーションを創出できるような教育環境へとつくり変えていくことが期待されています。

本町においても、喫緊の課題である平群中学校長寿命化改修実施設計業務も始まりました。ただし、財政不足などの観点から、夢ある空間づくりができないことも理解できます。その観点からも、行政全体で部局を超えた横断的な検討によってコストの最適化を図ることや、新たな手法による整備、維持管理の知識やノウハウを持つ民間事業者との連携がこれまで以上に必要ではないでしょうか。学校施設は避難所も兼ねており、防災施設が一緒になっている市町村もあります。その観点からお尋ねします。将来ビジョンを持った学校施設改修について考えることはできませんか。

続いて3番目です。平群町町有バスについて。

社会教育事業、学校教育事業、社会福祉事業などの向上を目的として、町民団体の皆さんに喜んでいただけるように活用することができる町有バスの使用を許可する市町村もあります。時代のニーズの変化に対応し、町民の皆様喜んでいただけるように、平群町町有バス使用規程も発展していくことも必要と考えます。見解をお聞かせください。

以上3点です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の御質問、大きな1項目めの部活動改革についてお答えをさせていただきます。

まず、現状の取組としましては、平群町地域スポーツ・文化活動推進協議会を今年4月26日に開催し、令和5年度の国の実証事業で行った学校部活動の地域移行の取組の検証を行い、令和6年度も継続してダンスと硬式テニスについて、活動回数を年間24回にそれぞれ拡大し、実施していくことを決定いたしました。

また、課題としましては、地域クラブ活動の維持・運営に必要な財源確保と

指導者の確保となります。中学校の今後の部活動の在り方に関しても、教員の働き方改革と安定的なクラブ活動の継続に向けた体制づくりが必要な状況にあります。今年の3月に奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引きが示されたところではありますが、本町と同様に、県内の各市町村においても、具体的な取組方針について非常に苦慮しているところでございます。

今後の予定につきましては、県内の他団体との実践事例の情報交換や取組を通じ、課題や問題点の把握、洗い出しに努めるとともに、本協議会において、生徒、保護者、学校側のニーズを把握し、国・県の動向にも注視しながら、本町に合った地域クラブ活動の在り方や内容を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

御答弁ありがとうございます。この質問の中で、毎回3月も、今回6月も、こうやって一般質問に、部活動について尋ねるのは、期間が中学生は2年半程度しかない中の活動なんで、それをやっぱり集団的に考えて、町としてどういう形で、現状をね、子どもはどんどんどんどん進んでいくけども、行政自体のスピードがあまりにもゆっくりしていると、気づいたら、新しい子どもたちをお預かりする、また新しい子どもたちをお預かりするというのを繰り返してしまって、子どもたちが何か大人にちゃんと導いてもらってるのかなというふうな感じでね、僕は子どもが気の毒で、何としてでもやっぱり国や県も、やっぱりいい指針でね、こうやってやるんだよというのを見せてほしいがために、3か月前ごとにどんだけ進んでるんやという思いで、こういうふうな質問をさせていただきます。

新しく今回、教育長が代わられて、教育長には失礼で申し訳ないんですけども、教育長になられる前は、この放課後の部活動について、窓口となって、先生方のパイプ役、また子どもを導く校長先生として働かれてきた中で、今、教育長になられて、教育全般を網羅する、そういった意味で、この部活動についてはすごく頭を悩まされてきた方だと僕は思っています。この部活動について、教育部長の答弁も僕はごもっともだと思いますが、もう一つ、もう一歩進んだ観点から、教育長の考え方をお聞かせ願えますか。よろしくお願いします。

○議長

教育長。

○教育長

失礼いたします。今、議員のほうから御指摘いただきました中身も含みまして、私のほうから少し考えのほうも含めて伝えさせていただきます。

現在、日本の子どもたち、我が国の昨年度1年間で生まれた赤ちゃんの数というのが74万7,000人ということで、これ、一昨年と比べても非常に大きな数の減少があって、日本のいわゆる少子化っていうものの歯止めが止まらないというふうなことがあります。この部活動の改革っていうのは、大きく二つのことが言われてます。一つは、こういった少子化による子どもたちの、いわゆるこれからの学校での部活動の在り方を問うこと。それともう一つは、教職員の働き方改革、この2点があります。

我々平群町としましても、この問題については、やはり看過することができないということで、一昨年度から取組を進めてきております。今年の2月には、県知事のほうからも、令和8年度からは教職員が休日に部活動の指導、これに当たることをちょっと廃止していこうというふうな方針も出されたわけですが、こういったことの今の体制、子どもたちの現状をしっかりと維持、継続していくということから考えますと、非常にこれは、すぐに簡単にできることではないというふうに考えております。そのための準備として、前年、そして一昨年度から進めてきているという、そういう経緯がございます。

地域の方々、いろんなスポーツや文化面、そういったところで本当に尽力をされてきている方々に一緒になって協力をしていただきながら、この協議会も作って、この問題について取り組んでいるというのはそういうことでございます。先ほどおっしゃっていただきましたように、私も中学校という現場で体育教師として勤めてきた中で、子どもたちとのその3年間というのは、子どもとの出会いの中で、本当に子どもたちにとっては、部活動を含めて、いろんな機会というのは、その後の一生に大きな大きな影響を与える、あるいは夢をしっかりと展望していく、そんな機会につながっている、これも事実です。ですので、子どもたちととにかく触れ合うこと、子どもたちと向き合っていただく先生方、負担に感じておられる方もいらっしゃいます。そういった先生方をしっかりと守る、子どもたちの夢を実現する、何よりも、学校を運営していく校長、学校長をしっかりと守っていく、こういうようなところを含めて、我々教育委員会が果たすべき役割があると、このように認識をしております。

この課題は非常に難しいです。しかし、いろいろな先進地の事例なんかも含めてしっかりと検討を進めながら、この大きな課題については、しっかりと見据えて進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○ 4 番

教育長、御答弁、本当にありがとうございます。僕も、中学校３年生の子どもを持つ父親として、また、ひとつ段階で高校へまた進んでクラブ活動していくんだろうなと、親としてほほ笑ましく思ってます。ここで、平群町は子育てをしよう、また、その子どもたちが、このゆったりした田園風景や山の姿のある、この教育環境、この地の利を生かしてね、行政が共に、教育長とともに、子どもをどうやって真ん中で育てていくんやという思いを達成できるように協力してあげてほしいと思います。

僕は、この部活動というのは、日本の国の中でね、やっぱり育てていく、縦化と横化のね、いい、本当に、先輩が後輩を面倒見たりね、そういった中で上下関係を教えてくれる本当にすばらしい場所やと、教育のほんまに現場やと思ってますので、申し訳ないですけども、尽力を、教育長、先頭切ってしてやってください。どうぞよろしくお願いします。

この質問はこれで結構です。

○議 長

教育部長。

○教育部長

それでは、長良議員の質問の大きな２項目め、イノベーションを創出する教育環境についてお答えをさせていただきます。

学校施設の改修につきましては、学校施設等長寿命化計画に基づき進めていくこととなります。現在の平群中学校長寿命化改修工事実施設計業務では、魅力ある平群中学校にするために、教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備を進めているところであります。例えば、教育環境の向上につきましては、ＩＣＴの活用により、教育指導型の授業だけでなく、友達と一緒に課題に取り組んだり、グループでの話し合い、発表ができるよう、共同的な学びや個別学習に適したスペースの確保などを考えております。その他の教育施設改修も含めて、本町としてどのような子どもを育てたいかなど、平群町教育大綱を基本に、将来ビジョンを持った対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○ 4 番

御答弁ありがとうございます。僕、先ほどもお話しさせていただいたように、中学３年生を持つ親としてね、この一、二年、家へ帰って、教室から雨漏りす

る、給食、配膳入ってくるところに置いてあるところから、壁伝いに、こんな雨降ったら、ずっと雨水が滴りよる、そんな教育環境でいいんかと、家でよく怒られました。そこへ視察に行かせていただいて、この中学校はちょっと何とかしてやってほしいなと。この建物では、子どもたち、いい思い出もたくさん作っていただいていると思うけれども、教育環境的に何とかならんかなと、そういう思いで、この建物やいろんなことに対して議場で質問させていただきました。ようやくこの長寿命化もラインに乗って進んでいけるように予算をつけていただいて、いざ、ほかの市町村が新築される中、我々は、今持ってる建物を長寿命化してやっていくと。それから、先ほど教育長が教えていただいた、74万人ですか、1年に。そういうふうに少子化の中で、平群町はお預かりする子どもがどんどん減っていく中で、空き教室もどんどんある。だからこそ、教室の壁を抜いて二つの部屋を一つにしたり、いろんなところの角度から見えるようにと、長寿命化の中で考えてあげてほしい、そういった思いで、今回、2番目の質問にさせていただきました。

僕は先ほど、部活動のことでも教育長に答弁をお願いしたように、やはり、現場を知る立場でこのたび教育長をお預かりし、やっぱり現場を知ってた人間としてね、この教育環境、改善、やはり新しいほかの市町村との情報を考えさせてもらってきた中でね、平群町は一つしかない中学校、いかにみんなで目を向けてもらって真ん中に持っていったらうか、僕はそういった思いでね、小学校は今、三つ、三方にありますけども、どうしても真ん中に集中してこれしかないもん。やっぱりいい形で、子どもたちを親が安心して預けられる、そういう環境にしてやってほしい。そういった観点から、この2番を今回させていただきました。

最後、教育長に、先ほどは部活動についての思いやこれからの考え方について教えていただきました。最後、もう一つ、教育環境についての教育長の視点をお聞かせ願えますか。どうぞよろしくお願いします。

○議長

教育長。

○教育長

失礼いたします。教育環境のということで、私の考えのほうをまた含めて回答させていただきます。

この学校施設の長寿命化計画というのは、本当に教育委員会、あるいは町にとって、本当に規模感の大きな施策、あるいは事業であるというふうに、これは認識をしております。

今、おっしゃっていただいておりますように、10年前、平群中学校の校長

のほうもさせていただいた経験の中で、先ほどから降ってますこの雨の音を聞くたびにですね、小中学校、大丈夫かなというふうに不安を感じているのも事実ですし、今回の改修というものは、中学校の今の現状にとって、本当に悲願とするところであります。今回、様々なこの改修を進めていくに当たって、本当に多額の予算を計上しながら、様々な綿密な計画を立てて進めていこうとしています。

御指摘のように、社会は目まぐるしく変化をしております、様々な多様化というものが見られます。一つの教室というものを学びの場にしていく。その中では、いろんな視点から、その教室が本当に有効利用できるような、そういうふうな活用ができる、そんな施設であってほしいなという願いを持っているのも事実です。そういったことも含めたプランニングというものを今考えながら、学校のニーズ、そして子どもの実態、これから先の子どもたちの現状、こういったものもいろいろと含めながらプランニングしていかなければならない、そして着工していかなければならないと、このように考えています。

工期は複数に及びます。その間、子どもたち、そしてその保護者、そして先生方、いろんな方々に、一緒にやっぱり迷惑もかけるし、協力をしていただかなければならないと、このように考えている工事になります。地域の皆様方の理解、協力も得ながら、当然進めていかなければならないことです。

教育は国家百年の計という言葉があります。これは、今まさに目の前の子どもたちを育てていくということは、100年先の国、いわゆる未来、こういったものをしっかりとこしらえて維持していく、そんな人をこしらえていくんだという、そういう意味が含まれていると言われています。子どもたちが豊かな、しっかりと学校、そして学びというものを受けるための環境ですね、これをこしらえられるように、御指摘あった中身も含めてですね、慎重に丁寧に適切に進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

本当に御答弁ありがとうございます。教育長に当たりましては、今年初めて4月から来られて、本当に平群町の現状を知った上で来ていただいている以上、今のお言葉じゃないですけど、並々ならぬ覚悟を持ってやっていただけるんだと、僕は今日、こうやって答弁を二つ頂いて本当にうれしいです。

朝、僕も、月に2回ほど旗持ちに、子どもたちの通学のために行くんですけども、教育長は必ず来られて、住民の方々に「御苦労さまです」と声をかけら

れてます。僕はそういった観点から、実直に真面目に取り組んでいただけると
思うんで、どうぞ頑張ってやってやってください。どうぞよろしくお願いいた
します。

この件についてはこれで結構です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

それでは、長良議員の３項目め、平群町町有バスの使用についての御質問に
お答えいたします。

町有バスの使用については、平群町町有バス使用規程に基づき、各課や教育
委員会、議会等の町の機関が使用する場合は、町主催または町が外部団体に委
託する事業で、公務に準ずると認められる場合のほか、公共的団体等に使用許
可をしております。学校での校外学習、社会見学や婦人会、町子連などの社会
教育団体、社会福祉協議会や長寿会連合会など、様々な団体の利用があります。

令和５年度の実績といたしましては、学校の校外学習や社会教育団体の教育
委員会としての使用は３７回、社会福祉協議会等で３１回、それ以外の各課等
で１１回、合計７９回利用されている状況であります。

議員御指摘の町有バスの使用の拡大については、公平性や公共性の観点や使
用拡大に伴う財政的な負担が増加する点からも、現状以上に使用を広げることは
難しい状況であると考えております。

今後も引き続き、持続可能な運行維持に向け、取り組んでまいりたいと考
えております。

以上でございます。

○議 長

長良議員。

○４ 番

御答弁ありがとうございます。僕、今御答弁いただいた話の中でね、やっぱ
りいろんな形に段階的に範囲を広げて、今、７９回利用していただいているとい
う現状やとお答えいただきました。僕はこれ、なぜ今回取り上げたかというと、
地域の方々に町有バスを使っていただく。その範囲内で、どんどんどんどん拡
大解釈じゃないですけども、できる限り使っていただいて、維持管理してい
くというのは行政の役目やないかなと思ってます。というのは、残念ながらと
うか、羨ましい観点から、ほかの市町村で町有バスをもっと拡大的に使って
いただく。できることならば、どんどん活動にどうぞ使ってくださいよとして
る市町村もあると、そういうふうに、町の我々の仲間から言われたもので、す

ぐにスマホで調べて、ほんまや、町有バス、ほかで使ってる人おるわと。できれば、いろんな地域団体の人たちに貸出ししてやってくれたら親御さんも喜ぶんやけどなという意見を参考に、今回一般質問にさせていただきました。

ほかの市町村ができて平群町ではできない。それはやっぱり、平群町、魅力マイナスです。僕はなぜこういう言い方をするかというと、幅、枠を広げてやって、次に対応できる準備をする、それはやっぱり行政の役目やと僕は思っています。そういった観点から、もう一度再質問させてください。ほかでやられている市町村はどうやってやっていますか。うちはなぜできないのか。それだけ、ひとつお答えをお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

ほかの市町村ができて平群町はできないかという御質問ではございますが、考えられる点につきましては、まず、各自治体の所有するバスの運営方法が違いがあると考えております。そういった中で何が違うかということと、業者委託されたり、運転士の委託、職員として運転士を採用している市町村もございます。また、バスの大きさですね。そして、平群町であれば大型バスということもありますけれども、そういう貸出しとか、そういった部分ではマイクロバスや、また所有台数の違いなど、様々な事情が違っておるのかなというふうには考えております。

ただ、共通して言えることなんですけれども、やはりそういった貸出ししている自治体もありますけれども、一定共通していることですが、使用対象者を市の補助金の対象事業であったり、平群町のように、対象団体とか事業を決めていたりとか、そしてまた、特化されて、公立小中学校の部活動、スポーツ少年団に特化した小中学生のためのスポーツ活動等を支援するために実施している自治体など。その場合につきましては、マイクロバスで運転手を利用する側で確保されていると。そういった中でも、やはり一定基準を設けて対応されていると。中学校とかクラブ活動以外には、市の事業以外には貸出しはできませんよと、そういった、バスの運営とかそういったものに対しましては、やはり一定基準を設けてやっているのではないかなというふうに考えております。

また、町のバスを、今回の場合に、対象は今述べたとおり、バスだけ貸し出すということであれば、また、運転経験等も必要であると考えますので、やはり様々な、そういう各自治体によっては対応が異なっているというふうに考えております。そのようなことから、まずは今現在、平群町の運営方法でありましたら、先ほどの答弁になりますけれども、やはり、今現在利活用していた

だっている学校や各種団体の方々のそういった部分を確保する上でも、持続可能な運行維持に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

長良議員。

○4番

すみません、厳しいことばっかり言っただけで申し訳ないんですけどね、僕は、なるほどなと、今御答弁いただいたこと、ごもっともやなところもある、分かる。気持ちもよう分かるし、もしものことがあったらあかんと、そういう観点もある。ただね、僕は最後にこれだけ申しつけて最後お願いしたいのは、我々の町有バスは確かに大型で、この前、バスに乗せてもらったときに、まだETCがついてない。やっとなんかという答弁、議場で頂いて、次に乗せてもらう機会のときはETCついてるかなと思って楽しみにしてるんですけどね。行政というのは、やはり時代の進化に合わせて、じゃあもうちょっと箱を小さくして2台持ったら、こうやって発展的に町民に喜んでもらう施策に打ち直せるとか、そうやって考えてやるのも行政の役目やと僕は思います。今の箱ではこれが限界やというのもよく分かる。でもね、時代が進めば、多様化なんで、できることならばこうやってやっていって進めていこうやないかというような形で喜んでもらう、町民の方に還元する、そこだけをやっぱり視点でね、また次に取り組んでやってくれたら僕はありがたいと思います。

どうか、町民の皆様、ほかの市町村をかなり注視して、平群町とのバランスを毎回見てはります。やはり、よその町より自分が住んでる町が待遇がよくて喜んでもらえるまちづくりしてくれたら、人を呼んでくれます。これも駄目、あれも駄目じゃなしに、一歩ずつ、次へつながるステップになるよう、申し訳ないですけども、理事者側も考えて、またしてやってください。どうぞよろしくお願いします。

僕の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、長良議員の一般質問をこれで終わります。

11時10分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時54分)

再 開 (午前11時10分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号４番、議席番号１０番、山田議員の質問を許可いたします。山田議員。

○１０番

議長の許可を頂きましたので、通告に基づいて質問させていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。

平群町総合文化センターの利用分割、利用状況と祝祭日の開館について、新庁舎建設計画について、以上大きく２点についてお伺いいたします。

まず１点目は、平群町総合文化センターの利用分割、利用状況と祝祭日の開館についてお伺いします。

平群町総合文化センターは、令和２年４月１１日、コロナ禍の様々な規制を余儀なくされている中、開館式典が行われて以来、早くも４年が経過し、既存の中央公民館以上に、にぎわいと活気あふれた施設、幅広い住民の方々に親しまれている施設となっているように思います。

その理由の一つとして、建物外部では、憩い、心の安らぎという観点から、ボランティアの方々によるバラの花等の植樹、手入れなども行っており、どんぐり広場では、にぎわい、活気という観点から、住民主導によるマルシェ等、いろいろな催しの企画、開催等も行われています。

また、建物内部では、憩いの場として、自動販売機の設置による飲食コーナーの開設ほか、本年４月から、祝祭日の休館日であっても、１００名以上での使用予約申込みがあれば、くまがしホールの使用が可能にされたこと等、臨機応変な様々な取組、試み等により、これまで以上に利用しやすい、使用しやすい施設になってきていると思いますが、祝祭日の通常開館も検討する必要があると思われます。

そこで、現在の利用分割、利用状況と、祝祭日の開館等について、６点お聞きします。

①平日・土日別の貸部屋及び大ホールの利用状況等、稼働率は。

②どんぐり広場の使用料は申込み手続きを行えば無料だと思われるが、月ごとの利用状況は。

③祝祭日の休館日の条件付大ホール開放の利用状況は。

④現在の貸し部屋の利用時間割は９時から２１時までの１２時間を１日３分割、１分割４時間として利用貸出しされているが、体育施設のテニスコート貸

出しのように、１２時間を１日６分割、１分割２時間として、なぜ利用貸出しされないのでしょうか。

⑤スポーツ施設は、年末年始及び月曜日のみの休館日となっているが、なぜ文化センターは年末年始及び水曜日と祝祭日が休館日になっているのでしょうか。

次に、大きな２点目は、新庁舎建設計画についてお聞きします。

この点については、先ほど馬本議員のほうからも質問がありましたが、別の観点でお聞きしたいと思います。

大規模災害発生時は防災拠点として機能を果たすことが確実にできる庁舎を建設することは、本町の最重要課題として長年の懸案事項でした。しかし、財政面で厳しい状況が続く中、学校等の公共施設改修への財政投資がより必要であったこともあり、なかなか進めることができなかったのが現状です。しかし、１０年以内に建設に着手することを目標として、用地先行取得債により、６年前の平成３０年、平群駅西土地地区画整理事業の終結のためもあって、理由づけのよしあしは別として、庁舎建設用地として、文化センター敷地と一体に１，５００平米分の土地を平米１２万６，６３５円、坪４１万８，０００円の１億８，９９５万２，０００円で取得。６年経過した本年３月、当初予算により、新庁舎建設に向けた基本計画策定のための予算が計上され、今後、具体的に建設に向け、進む運びとなりました。それを受け、議会としても、議会運営や本会議、委員会の在り方も含め、議会部分について、様々な側面から協議していく必要もあることから、新庁舎建設特別委員会が設置されました。

先ほども述べましたが、文化センターは、開館後４年が経過し、住民にとってはこれまで以上に親しまれる施設として定着しつつある施設です。ただ、くまがしホールについては、出入口はホール前方部分の南北方向の２か所だけで、舞台は高低差がなく、舞台前の下がる客席は危険が伴うこともあって、ホールそのものが若干使いづらい、使い勝手が悪いという問題を感じるところはあります。一方、どんぐり広場は様々な催しや憩いの場として盛況であり、多くの住民の方々にも親しまれるスペースとなっているようです。

庁舎そのものの配列、配置は内部でも順次協議を重ねられると思いますが、くまがしホールのサブ施設としても、屋内的要素を持ったイベント広場的スペースの確保が必要不可欠と考えますが、いかがお考えでしょうか。

以上、大きく２点について、明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

教育部長。

○教育部長

山田議員御質問の大きな1項目めについてお答えをさせていただきます。

まず1点目ですが、平日・土日別の会議室など及びくまがしホールの利用状況等、稼働率についてですが、会議室等の利用状況につきましては、公民館教室、公民館登録クラブ、社会教育団体が主な利用者で、会議、体操、ダンス、楽器の演奏、絵画など、多目的に利用していただいております。稼働率につきましては、平日は49.3%、土日は49.9%となっております。

次に、くまがしホールの主な利用状況は、演奏会、講演会、ピアノ発表会、会議など多目的に利用していただいております。稼働率につきましては、平日57.5%、土日は62.9%となっております。

2点目のどんぐり広場の月ごとの使用状況についてでございますが、4月に2回、5月に2回、6月に4回、7月に1回、8月に2回、10月に7回、11月に5回、12月に2回、1月に3回、2月に5回、3月に3回の年間36回となっております。この中には、文化祭や時代祭りなど、町のイベントも10回含んでおります。

3点目の休日の条件付、くまがしホールの使用状況についてでございますが、今年度6月8日現在の使用・予約状況となりますが、4月、7月、9月、10月、1月、2月に各1回、11月に2回の計8回使用予定となっております。これもまた、文化祭や時代祭りなど、町のイベントも3回含んでおるところです。

4点目ですが、4点目の、なぜテニスコートのように1日6こま、1こまが2時間で貸出しされないのかでございますが、テニスコートの使用形態は、準備や片づけなどの時間も比較的にかからず、テニスのみが使用目的になりますが、総合文化センターを使用される団体は、先ほども述べましたが様々で、準備から利用時間、片づけ、清掃まで含めると、3時間程度使用される団体が多く、他の市町村の同様の施設においても、午前、午後、夜間での使用区分で運用しているところが多いため、使用形態を総合的に検討してきた結果、現在の運用形態となったと考えております。

5点目でございます。水曜日と祝日の休館日となっているのはなぜかについてですが、明確な理由については不明でございますが、旧の中央公民館の開館当初からこの休館日で運用しているため、この休館日が当該施設の利用者にも定着しており、現行の休館日を考えて、各団体の活動日を決めておられることなどを考慮して、現行の運用をしているものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○ 1 0 番

ありがとうございます。何点か再質問させていただきます。

まず 1 点目ですけど、結構やっぱり利用されてるんだな、平日、土日とも、約 5 0 % 利用されているということなんですけど、平日、土日は今、当初から質問していたんでお答えいただいたんですけど、お昼の時間帯と夜の時間帯という区分も、どういうふうな使用状況かということは把握されてるのかな。その点について、再度お聞きしたいと思います。これが 1 点目。

2 点目がですね、どんぐり広場。計 3 6 回、その月によっていろいろとあると思うんですが、月に 3 回、土日で一つとすると、4 回のうちの月に 3 回という、かなりの使用頻度というか、親しまれて、よくいろんな催しもされてるんで、現実的には使われているんだなという印象を受けました。この点は結構です。

3 点目です。大ホールの条件付の開放なんですけど、現時点での使用予定は 8 回ということでお答えいただいたんですが、全祝日というのは、元旦を除くと、1 年 1 5 回なんですよね。1 5 回のうちの今現在 8 回も利用申込みがある、今後増えるかもわからないという、半分以上にもなってますし、やっぱりニーズがあるのかなあ、皆さん使いたいのかなあという印象を受けます。この点については、3 点目については、その辺の見解をちょっとお聞きできますか。

それから、4 点目ですね、こま数の問題なんですけど、私、ちょっと調べましたら、三郷町は、通常 3 時間単位で、1 3 時から 1 5 時と 1 5 時から 1 7 時、この間は 2 時間制という制度をしかれてます。朝 9 時からお昼までで 1 時からないんですけど、1 時から 3 時まで、3 時から 5 時までという一単位が 2 時間制でございます。上牧町は、9 時から 1 7 時までの開館、夜は開館されてないんですが、利用時間は 1 時間単位ということになっています。ということで、例えば、午後からの部分でも 1 回 2 時間制というのを考えるべきではないかなと思うんですが、その点について、再度お答えを頂きたい。

それから、5 点目ですね。なぜ平群町は祝祭日が休みになっているのか、明確な理由は不明だと思いますよ。現実的に、なぜ休まなければならないのかという理由づけはできないと思います。過去からのそういう習慣を踏襲されてるんだと思うんですが、時代の流れとともに、いろんな利用のニーズも高まっているということで、ここで一度考え直される必要があるんじゃないかなと思うんです。これも、三郷町と上牧町、条例から見たんですけど、どちらも年末年始は休みですが、三郷町は毎月第 4 日曜日、この日曜日が祝日に当たるときは除くということで、お休みなしということで。上牧町は、毎週月曜日、祝日に当たるときは、最も近い休日でない日を休みにするという、かなり広く開

放されてるわけですよ。そういう意味ではね、先ほどの３番のところでもありましたけど、住民のニーズもあるということでは、当然、予算をつけないければならない。補正予算でもありましたが、それを管理する人員、会計年度任用職員等も増員しなければならないことになるわけですが、当然、貸館料ではなかなか賄えない。これは住民サービスなんですけど、その点は、いま一度立ち止まって考える必要があるんじゃないかなと思うんですが、その点について、再度お答えを頂きたい。よろしくお願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、何点か質問いただきましたので、順番に行かしてもらいます。

まず、総合文化センターの夜間、昼の利用状況、分けた利用状況はどうだということなんですけども、まず、平日でのくまがしホールの状況ですけども、くまがしホールの平日、昼間は６９．３％、昼間というのは９時から１７時までということで考えております。６９．３％。これが平日の夜間、１７時から２１時になりますと３３．９％でございます。土日についてのくまがしホールですけども、昼間につきましては７４．１％、夜間につきましては４０．２％でございます。

あと、その他の会議室、部屋のほうなんですけれども、平日のお昼につきましては６１．６％、夜間が２４．６％。土日ですけども、昼間は６３．９％、夜間が２１．９％と、やはり１７時以降につきましては利用率がかなり下がるというふうな状況になっております。

それから、二つ目の質問ですが、祝日の、今回１５回対象になっていると。そのうちの８回、利用の予定やということで、ニーズが多いという、これに対する見解ということで、どうだということの御質問だったと思うんですけども、確かに、半分以上がまだまだ増える可能性もありますけども、あるということとはそれなりのニーズがあるだろうというふうには思います。そのために、昨年途中から試行的に、その辺もどれぐらいあるのかも含めてやっていこうということで、一定の条件を、１００人以上という条件をつけた上での試行的な実施ということになっているというふうに思っております。

それから、４点目の貸館での、午後からでも２時間制に考えるべきではという質問を頂きました。これにつきましても、近隣の状況も見ていく中では、先ほど議員もおっしゃったとおり、上牧町では１時間当たりというふうにもされております。おおよそ、大きなホールにつきましては、私どもがやっております４時間単位という、朝、昼、夜というこの単位が多いというふうな状況だと

思うんですけども、貸館につきましては、そういったところが多いんですけども、一部、先ほど言いましたけども、王寺町の一部の施設、それと上牧町でそういったことがあるということで、上牧町も、ペガサスホールを見てみますとそういうふうにはなっていないという、これは大きなホールですんで、なっていないという状況です。1時間につきましては、少しちょっと交代の部分も含めて難しいですけど、2時間というのは、一つの検討できる課題じゃないかなというふうには思っております。今後の利用のニーズ、利用者にも意見も少し聞きながらですね、その辺は検討していく余地があるのかなというふうに考えております。

それから、最後、祝日の開館についてということでございますけども、先ほども3点目で再質問いただいたようにニーズがあるということですので、ここで一度立ち止まって考えてみてはということでございます。これにつきましては、公民館運営審議会等もございまして、今は利用の年間予約も入っておりますんで、すぐにというわけにいきませんが、おっしゃるとおり、開館後4年もたっております。いろんな使い方が増えてきてると思いますんで、その辺については、頭を整理しながら再度考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

山田議員。

○10番

まず1点目について、やっぱり夜間は利用率が少ない。これは、文化教室、文化クラブ等、現役をリタイアされている方々がお昼に使われる方も多いのかな。現役世代はなかなか平日のお昼とかも使えないんですけど、先ほどの答弁の中でもあったように、貸部屋が会議等でも使われてるということであればね、会議、5時から9時まで、7時からちょっとしたいと言っても、4時間単位で借りなければならない。2時間で借りるわけにはいかない。逆に言うと、7時から9時まで借りられたとして、5時から7時まで空いてる状態で、そこに入り込む余地はないと。押さえられてしまっているという意味では、やっぱり門を広く広げるためには、やはり2時間制ということは考えていただいて、ほんの1時間しか使わない、先ほどテニスコートは準備が簡単だけど、いろいろ文化会館は準備が大変だという御答弁もあったんですけど、会議するのに何も準備要りませんから、1時間で終わることもあるので、その辺は使う側の立場になって考えていただきたいなと思います。

先ほど、このことについても部長のほうから、4点目で検討課題としたいということでございました。ただ、くまがしホールについては、今試行という段

階でしていただいているので、これはこれでいろんな状況を見ながら、いろんな声を聞きながら進めるといういい機会になると思いますので、よろしくお願いします。

それと、祝祭日の開館ですよ。これは、本当によそも調べていただいているんだと思うんですけど、なかなか祝祭日、今の状況で休んでおられるという自治体は少ないと思うんですね。その辺も、公民館運営審議会もあって、そこでも議論をしていただかなければならないと思いますけども、そのことも町のほうからも、費用は当然かかってきます、予算は必要になってきますけども、考えていただいて、祝祭日であっても使えるような、そんな施設にしていいただければと思います。

ただ、私、平日の休みについてはね、これはいろんなメンテも必要なので、そこまでは、三郷町のように、月1回の休みというわけにはいかないと思います。それはそれで、私の考えですけど、平日の1日の休みは建物の掃除をしたり、ワックスがけ等のメンテナンスに費やす時間も必要なので、その辺は大丈夫だと思うんです。ただ1点、これは質問とは直接関係ないんですけど、以前に質問をさせていただいたこともあるんですが、スポーツと文化、文化の中にスポーツも入ってくると思うんですね、生活様式の全てが文化ですから。ただ、平群町の場合は、総合体育館は指定管理という観点で運営が行われていて、総合文化センターは町の直営管理です。その中で、減免制度がどうしてもスポーツと文化で不公平感が否めない、不公平感がある。また、地域振興センターに対して、利用料は地域振興センターの収益になるんですが、町が独断で、独断という言葉はおかしいかもわかりませんが、町の判断で減免制度を適用して、収益を上げられない利用も優先的に起こる。これはこれで必要なんでいいと思うんですが、それであれば、利用料の形態については、指定管理の制度の中から町に返還してもらう等、それも含めて、文化とスポーツの減免、利用の申込みの制度、その辺を今後整備していただきたい。ただ、スポセンのほうは指定管理、令和4年度からの開始で4年間という契約になっているので、すぐにはというわけにはいかない。令和7年度末までの契約になると思うんですが、そこまでにですね、以前質問したときもちゃんとしっかりと精査していくというお答えでしたけど、あえて改めてお願いをしておきますが、この点についても、減免制度と利用料、また文化センターも利用率がもっと上がるような検討をしていただきたいということをお願いをいたしまして、1点目はこれで結構です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、山田議員の２項目めの新庁舎建設計画についての御質問にお答えいたします。

議員より、新庁舎建設に当たり、屋内的要素を持ったイベント広場的スペースの確保が必要不可欠と考えるがいかにという具体的な御提案を頂きました。

既に御案内のとおり、新庁舎の建設予定地は幾つかの課題があり、具体的に敷地の決定までには至っておらず、総合文化センターのある街区の中のどこかで確保できないか検討を進めています。屋内的要素を持ったイベント広場的スペースにつきましては、法的な規制など、基本計画策定の今後の議論の中で参考にさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山田議員。

○ 1 0 番

ありがとうございます。今後の議論の中で検討していきたい、もちろんだと思います。

先ほど、馬本議員の質問の中でもそういうことをしきりにおっしゃってた。今ここでそのことを提案をさせていただいて、今後の検討課題にさせていただきたいというのが私の趣旨なんですけど、ただ、先ほど文化センターの利用等のことでもお話しましたが、どんぐり広場についてですね、そういった観点から、今、大変住民の方に親しまれている。お休みの日なんかも、親子でよく遊んでおられるというほほ笑ましい姿も目にします。定着して、親しまれる施設としてですね、文化センターが建設されてもやっぱり必要ではないか。くまがしホールの利用勝手が悪い、これは私の判断ですけど、そういうことを補うためにもですね、サブ的に必要なのではないかという思いなんですけど、それだから造るという話とは別に町長にお聞きしたいんですけど、今のどんぐり広場についてですね、今そうやって親しまれているということを私は思うんですけど、そのどんぐり広場についての町長の見解をちょっとお聞きしたいんですけど。よろしく願いいたします。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、山田議員のどんぐり広場の必要性についてということでお答えをさせていただきます。

どんぐり広場につきましては、時代祭りや文化祭、農業祭、また防災等のイベントやマルシェの開催などで多くの方が利用していただいております。子ど

もたちも広場で遊んでいる風景も目にすることもあり、住民の憩いのスペースとなっております。このことから、どんぐり広場の必要性は十分認識しております。

以上です。

○議長

山田議員。

○10番

ありがとうございます。必要性を十分認識していただいているということでお答えを頂きました。私のイメージとして少しお話だけしておきますけども、何か屋内的スペースというのは、郊外型の大型ショッピングモールなんかに行くと、中央のところに、通路が上にあってですね、エスカレーターがあって、中でイベントができるような、そんな施設というか、それを、例えば、くまがしホールの前の前室のロビー等も一緒になって使えるような施設、例えば体育館、うちの総合体育館の玄関のところに、玄関ホールというんですか、そこに外部と内部がありますけど、それを一体とした300平米、100坪ぐらいのそんな施設ができれば、住民の人がもっと活用していただいて、にぎわいのあるまちになっていくのではないかと思いますので、そのことも参考に検討いただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問をこれで終わります。

○議長

それでは、山田議員の一般質問をこれで終わります。

1時15分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前11時40分)

再 開 (午後 1時15分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号5番、議席番号6番、稲月議員の質問を許可いたします。稲月議員。

○6番

稲月です。ただいまから一般質問をさせていただきます。

先般、2点にわたり質問通告をさせていただいております。

早速1点目、太陽光発電設備の火災について。

5月の18日、ちょうど一月前になりますが、三里大字で発生をした野焼きが原因の火災は、太陽光発電設備に類焼し、消火活動が難しく、時間的にも長引き、延焼面積も広がりました。人家が10メートル以内にあり、大変危険な状態となりました。発電パネルにも類焼し、1枚には熱が原因で穴が空き、送電線などが熱により裸線となり、踏むと、ぱちぱちと、そういう放電をしていたというような現象も現れていたと消防署の方たちに聞きました。

パネルについては、皆さんも御存じのように、太陽が当たると発電をする、日照がある限り発電をしている。これを避けるため、感電を避けるために、放水はシャワー状にしまして、パネルには遮光シートをかけるなどでようやく消火ができ、そして消火後も、消防署の方たちの手で、これは太陽に当たらないように日の出前に出勤をされて、パネル全てに断光するためのシートをかぶせ、毎日管理をしていたというふうに聞いております。そして、発火をすることを防いだ、こういうふうに報告を受けました。

幸いにも、消防署の署員の皆さん、関連事故も人家への類焼もなく收拾しましたが、大変危険な火災であったことには間違いないのではないのでしょうか。

また、火災発生後、施設責任者への連絡に時間がかかり、現場に来られたのが5日後であったとお聞きをしております。これは、異常な事態ではなかったかと私は考えます。

三里大字だけでも同様の発電施設が4施設あります。町内には、令和3年9月の時点で私が、この小規模な発電所の数など含めて質問をさせていただいたときには18か所という報告を受けております。その中にはメガソーラーもございます。また、建設工事が開始をされている、開発工事が開始されている大規模施設、櫛原の施設も存在をいたします。こんな状況の中、今後、同様の事象、また発電設備そのものから発火をする、またパワコンなどの爆発事故等が発生し得るとも考えられます。全国的にもこのような同様の火災事故が発生をして、消火に20時間以上もかかった事例も、複数この近々で起こっております。鹿児島県やら宮城県などで起こったという報道を聞きました。消防署員が何人もこの中では火傷を負うなどの報道は記憶にも新しいものでございます。併せて、パネルから流出をする有害物質の害はどうなるんだろうなどと、住民にとっては大変不安材料が多いものでございます。

本町でも、発電施設での火災の危険性を鑑み、どうした対応を講じていくのか、急いで検討されるよう要望するところでございます。

1つ目、今回の一連の事態について、平群町としての見解をお伺いをいたします。

2つ目、今回の火災事故について、被災をした発電設備は今後どう処理され

るのかなど、近隣住民への説明をする必要があると私は考えますが、いかがなものでしょうか。

3 目、本町には令和 4 年 7 月施行の太陽光発電設備の適切な設置及び管理に関する条例がありますが、発電量が 50 キロワット以上を対象とするというこの条例であります。しかし、今回の火災が起こったのは、発電量は 49.5 キロワットであり、対象外となってしまうのかなという感じはいたします。町は、住民の命と財産を守る立場として、今回のような事故を防止をするため、また、事故発生時の設備管理者への適切な指導、また連絡が最低限取れるようにしておくことなどが求められると考えます。そのためにも、この本条例の中身について、非常に不適切であったり、まだまだ不備な点があるのではないかと考えます。この条例の改定をしていただくように求めたい、このように私は考えております。

1 点目はこれで終わりです。

2 点目、ミニ開発とまちづくり計画。

近年、近鉄平群駅や竜田川駅近くなどを中心にして、もともと田畑だったところの埋立地、また空き地だったところなど、小規模宅地造成が急増し、いわゆるミニ開発が目につく状態です。これについては、1 区画が狭く、手頃な価格であることから、若い子育て世帯が購入をし、居住することが増加をしております。実際、建てたらすぐに売れてしまうというのが現状です。開発予定地と思われるところも含めて、ほとんどが袋小路であり、開発地との接触道路、これがもともとある狭い狭隘な道路が多く、ましてまた、用水路が 2 方向にも存在をしていたり、居住者の車両通行や子どもたちの通学が安全に守られているのか、また災害時の避難は大丈夫なのかなどと、非常に不安が大きいのではないのでしょうか。このようなところが多いように見受けられます。

そこで、造成・建築業者は、できるだけ安価に実施をするため、法規制の少ないミニ開発を選択すると考えられますが、これからのまちづくりの計画から考え、今後、こういったミニ開発とまちづくりの問題、どのように対応していくのか、町の御見解をお伺いをいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、稲月議員の御質問の 1 項目め、太陽光発電設備の火災についてお答えを申し上げます。

まず、1 点目の一連の事態についての町の見解でございますが、今回の火災

は、野焼きが延焼して隣地の太陽光パネルに火災が及んだというふうに確認をしております。原則、野焼きは、法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止をされた行為でありまして、また、火災と紛らわしい煙や火災を発するおそれのある行為につきましては、所管の消防署に火災と紛らわしい煙、または火災を発するおそれのある行為の届出書の届出が必要であること。また、言うまでもなく、行為に及ぶ際には、事前の準備と火災発生に細心の注意が必要であったというふうに思われます。

本町といたしましては、今後も引き続き、野焼きの原則禁止であること。また、法で認められた行為であっても届出が必要であることなど、広報などを通じまして注意喚起の周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、２点目、近隣住民への説明についてでございます。

今回の火災は、あくまでも個人が行為者でありまして、また、隣地の太陽光パネルの設置者も同様に個人が所有者、管理者でございます。今後の処理などについて、近隣住民が説明を求められるかどうか、また説明がなされるのかどうかにつきましては、それぞれ個人の判断であると思われまますので、その必要性について答える立場でございませので、答弁は差し控えをさせていただきたいと思います。

続きまして、３点目、条例改正についての御質問でございます。

火災のあった太陽光パネルの設置は、平成２８年１０月１４日に制定した平群町太陽光発電設備設置に関する指導要綱及び、令和４年７月１日に制定いたしました平群町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定前の事業着手でございませので、届出や許可の必要はなかったため、事業者情報については把握をしておりませ。しかしながら、現在、同規模の事業の設置を行う場合には、他法令及び発電量、事業面積要件が本町指導要綱もしくは条例に定める要件に該当いたしますので、届出や許可を要する物件となります。このことから、一定規模の設置行為につきましては現条例で網羅されております。把握されるものと判断いたしますので、条例改正の必要はないと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長

稲月議員。

○６番

ありがとうございます。では、最初の町の見解の点ですけれども、これについては、野焼きを防止をしていくの野焼きというのは禁止をされている行為やということで、一定それなりの届出を出せばできるんやということ等も含めて、

野焼きをしてくれるなという周知をするということですね。そういうふうに私は理解をいたしました。

確かに、もともとは野焼きをしたからこそ、こういう事故が起こったということなんですよ。それは事実です。なので、それは一つはやっていかないかん、きちっと指導をしてもらうよう、広報も含めてしていくということが一つは大事だというふうに思います。しかしながら、今回はそういった野焼きが類焼したということでパネルが焼けたと。穴が空いて、危険な状態を生んだというわけなんですよけれどもね。けども、これはこれにとどまらないというふうに私は思います。今後、パネルの下に全部電線があるわけですよ。次のパネルとパネルをつなぐ電線とか、それをパソコンにつなぐ電線とかいろんな電線があるのでね、それらが破損をすることも経年劣化の中で考えられます。

また、野獣、特にこの辺りや山間地の近くに造られているところとかについては、イノシシなんかの出没も見られています。この三里ではかなりイノシシがよく出ているというのも聞いておりますし、イノシシが入っていく、柵はしてあっても、イノシシの力でね、大変賢い生物でありますのでね、いろんな手を使って中に侵入するということもあり得るわけですよ。イノシシ以外にも、野ウサギやらネズミやら、そういったものが中に入っただけとか、いろんな悪さをするわけですよ。そういったことで、そこから電気が漏れて漏電をして火災になるという、そんなケースも全国的にはたくさんあるわけです。

先日起こった大きな火災はパソコンが爆発をしたという、そういう火災だったと思うんですけども、そんなことだって、これから起こり得る事故だというふうに思います。だから、今後ね、やっぱりそういうことも想定をしてね、何が起こるか分からへんということを、やっぱり実際起こってる事象をしっかり見て考えていただいて、野焼きだけを防いだらこういった事故が防げるんか、この問題についてね、今回のこの危険な火災というのを回避できるんかというところ辺でね、やっぱりもうちょっと考えていただきたいなというふうに私は思います。突っ込んでほしいなって。

管理者、管理責任者、保守点検だけをしてるかもしれないところの電話番号はたしか書いてるんですよ、各施設のところに必ずね。そこへ警察が電話をされたということなんですよ。けども通じなかった。一切通じなくて何日も来られへんかった。やっとこさで何日か後に連絡がついて、5日後に平群のほうに來られて、現場検証と一緒に入ってもらって検証したというのが消防署のお話でした。そんな事態っていうのは、私はあり得ないなというふうに思うんですね。

やっぱり、そこで私は、そういう危険が起こってしまうということはあるということではあるんですけども、起こったときにね、せめて管理責任者の人たちがすぐに連絡を受けてその場にやってくるとか、それは民間のことやから、そんなん知らんわっていう感じなんですけどね、そうではないと思うんですよ、近隣にやっぱり多くの住民が住まいをされてるわけですからね。住民の安全、そして財産を守るという立場から、このような条例なり要綱なりをつかって、今まで何とか、この太陽光発電設備の安全な設置を実施をしていこうということで、こういうことを努力をされてきたって、私はそういうふうに理解をしてるわけですけどもね。だけども、起こってしまったらそれは民間のことやから知らないわ、そのようなことはやっぱりおっしゃるべきではないのでしょうか。

やっぱり、行政の責任としてね、こういう決まりに基づいて、設置者に対しては早く来てもらって対応してもらえるような、そういうことをぜひ求めているようなものに私は変えてほしいというふうに今回思っこの質問をさせていただいたんですけども。２点目が条例改定のことですね。そういうことなんですけども、今の私の発言、長くなりましたけれども、御理解いただけましたでしょうか。ちょっと御答弁いただけますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま、再質問ということで、２点ほど御質問を頂いたかと思えます。

まず、野焼きの周知徹底ということでございます。

今回の一連の案件についての見解ということでございましたので、まず、今回は野焼きが原因ということでありましたので、野焼きが禁止されていること、これは周知を図っていくということ、まずこれ第一、今回の一連の見解としてお答えをさせていただいたということでございます。それと併せて、太陽光発電設備の適切な管理ということでございます。ただいま議員おっしゃっていただきましたように、太陽光発電パネルの火災の原因というのは様々考えられるかと思えます。今おっしゃっていただきましたように、配線の問題、また野獣というような小動物の問題、または、太陽光パネルに付着するほこりなども原因として火災が起こる可能性があるということでも言われております。

いずれにしても、そういった太陽光パネルを設置された管理者、設置者につきましては、やはり日頃のメンテナンスというのが非常に重要であると。また、火災の原因となっておりますのがメンテナンスの不足というものが挙げられるということでも聞いておりますので、その辺りを十分管理、工事の責任

としてやっていただくことで、火災につながる要因を取り除いて、リスクは回避されるということにつながっていくかと思われます。ですので、我々といったしましても、適切な管理を呼びかけていく、広く周知していくということが、我々がやっていく、まず第一義的な責務であるかと思われますので、併せて、野焼きももちろんですが、メンテナンスについても周知をしてまいりたいというふうに考えています。

あともう1点ですね。今回、一連の関係の中で管理者の方になかなか連絡が取れなかったということでございます。

これも、先ほど私が回答いたしましたとおりですね、今回の件につきまして、太陽光パネル設置者、ある意味、これは被害者であったわけですが、ただいま議員おっしゃっていただいたように、野獣などが太陽光パネル設備を何らかの形で損傷を与えた場合ですね、当然、次は加害者になる可能性もあるわけですね。そういった意味では、ふだんから適切な管理をするとともに、今回、連絡先が変更になっておったのに、変更されずに、そこに電話をかけてもつながらなかったということが連絡の遅れにつながったということでございますけれども、そういった点、日頃から、やはり連絡先が変更になっておるのであれば、適切に変更して、すぐに連絡が取れるようにする、これがやはり設置者の責務であるとも考えられますので、それらについても併せて我々としては周知徹底を図っていき、これから啓発のほう、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

稲月議員。

○6番

ありがとうございます。大分、分かりました。その設置責任者なり管理責任者などの連絡先については、町としては、一定その把握をし、管理者については連絡が取れるように、今後やっていただけるということで理解していいんですか。それ、お答えをしていただきたいなというふうに思います。ということは、各施設に掲示をしてある連絡先に、全て1回は電話をして確認を取るというような、そういう作業もしていただくということで理解していいのでしょうか。

管理責任、常時のメンテナンスですが、非常にこまめにやっておられる業者さんもいらっしゃいます。あちこち見た中ではね。もう本当にほったらかしのところもある、草が伸び放題に伸びてるところとか。類焼していく原因には、やっぱり草が伸び放題伸びてるところというようなことが起こっているところについて

は、いろんな原因で、野焼きだけではなくて、今、自然発火するというような異常気象の中でね、あちこちで起こってるわけですね。山火事などが起こってくる可能性もあるんでね、そういったメンテナンスも含めてやることが、こういった発電設備を安全に稼働させていく、住民が安全に暮らしていける、そういうことを可能にしていくということに一つはなるんじゃないかなというふうに思いますので、連絡が取れるかどうか、各施設に今の要綱なり条例なりの中でそれができるんですか、お伺いします。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいまの再質問でございますが、ちょっと私の説明が足らずで、なかなか議員、御理解いただけてないようであれば申し訳ないんですけども、設置をされている全ての太陽光設備の関係に連絡を取って確認をせよということでの理解でよろしいでしょうか。それとも、今現在、要綱なり条例上で届出があつてですね、うちが管理している物件については連絡先を再度確認して間違いなを確認するということでの理解でよろしいということであれば、今現在、18施設、届出がございますんで、それについては、連絡先などに変更がないかについて、こちらから連絡をさせていただいて、確認はさせていただきたいというふうに思います。

○議 長

稲月議員。

○6 番

この18施設については50キロワット以上の施設ということになりますかね、そういうことですね。それ以下のところについてはできないということですね。49.5キロワットと50キロワット、この差、なぜそういう数字にされたかというのは、いろんな規制を外れるためにそういった設定をして、業者はこういった設備を作ってるというふうに私は理解をしております。言うたら悪質やなというふうに思うんですね。だから、この条例が制定をされるときに、私自身はこの条例に、50キロワット以上じゃなくて、それ以下のところであっても、産業用の発電所については、全て屋根の上につけてはる発電設備、そういうのではなくって、とにかく売電でもって利益を得ようというね、そういう産業用の発電施設については、全てこの条例に合致するように、条例の中で町が責任を持つというんか、一定の管理ができる、指導もできるという中身にしてほしいというのは、私は要望させてもらいました。しかしながら、残念ながらその時点ではそれは入らなかって、今50キロワット以上ということにな

ってるわけですね。だけど、今回起こったの49.5キロワットですね。発電設備から発火したのではないですけどね、類焼したということやねんけどもね。だけど危険性については同じですね。その辺では、それ以下のところについても、そういう売電を目的にした発電設備については全てやっていただきたいというふうに私は考えます。

○議長

町はどうですか。質問やね、今のは。住民福祉部長。

○住民福祉部長

面積要件、また容量の要件によって条例、要綱の適用外であったり、適用される案件、物件があるということでございます。

ただいま議員おっしゃっていただきましたように、大なり小なり危険性は同じということでございます。となれば、私、先ほど回答申し上げたとおりですね、広く太陽光設備を設置されておられる方皆さんがパネル火災の危険性などがあるということについて、やはり我々は周知をして徹底をしていくということが一義的な我々の責務ではないかということで、それぞれの施設の連絡先を確認して、それぞれの設備の管理者を我々で管理するというより、そういったことでの責務を果たしていきたいということでの回答とさせていただきたいと思います。

○議長

稲月議員。

○6番

おっしゃってることは理解ができます。

まずはね、その危険性があって、こういう管理をきちっとね、そういう産業用の発電設備についてはきちっとしてくださいという注意喚起を促すような、町として広報に載せるなり、そこにお手紙を出すなり何なりの方法で知らせてほしい。そういうことは、それはやるべきやというふうに思います。

しかしながら、本当にその際々のところで外れてるところについては、やっぱり町としては把握をしてほしいというのがあるので、やっぱりこれは条例を改正せなあかんということなんでしょうね。これ以下のところについてもいろんな危険があるんやと。特に今回は火災が起こったということでね、あちこちでも大きな火災が起こって危険な状態になってる、そういう事象を踏まえて条例の改正をしていくということをぜひともしていただきたいなと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長

もうちょっとはつきりと言ってくれるか。50キロワット以上、以下、それ

分けてははっきりどっちがどうって言ったってくれるか。どうもかみ合っていないから。住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、私、言葉足らずで、なかなか議員に御理解いただけなくて申し訳なく思っておりますけれども、先ほども御答弁申し上げましたとおり、現条例、現要綱の基準、50キロワット以上の部分につきましては、我々、届出もされておりますので、管理を引き続きやっていくということでございます。

それ以下については、条例の改正をしてということでございせんが、我々は今のところ、条例の改正については、その答えについて持ち合わせておりませんということでの御答弁です。

○議長

50キロワット以下については、町としてはどうするの。何もしないということをは言ってるの。そこが微妙やねん。もう1回言うて、そこだけ。

○住民福祉部長

すみません、議長すみません。先ほどから申し上げており、50キロワット以下の件につきましては、全体的なことに及ぶことですので、管理の徹底、火災の危険性などについて周知をしてまいるということでの御答弁でお願いいたします。

○議長

そこやね。はい、いいですか。稲月議員。

○6番

私はいいいとは思いません。管理の徹底を管理者にするように注意喚起を促すと、そういう文書でもってするんだろーと思えますけれども、そういうことはするけれども、実際上の連絡先などを把握をして、何かあったときには連絡をして町が管理をすると、そういうことはしないということでしょう、50キロワット以下については。

発言する者あり

○議長

静かに。

○6番

ということなのでしょう。だけど、それについては納得……。

発言する者あり

○議 長

いいって。うるさい。

○ 6 番

うるさいね。納得はしておりません。やっぱり条例を改正をし、今回もその際どいところ、50キロワット以下であっても、たった0.5キロワット少ないだけの施設やったということですよね。そういうところがたくさんあるわけですよ。そういうところに何かあったときに何もできないということではね、やっぱりこれは、この条例に足りないことやというふうに、不備やということで私は理解をしますが。だから、条例は改正していただきたい。今回、今すぐ改正しなさいということで、はい、しますということにはならないというのはよく分かりますからね、今後検討していただくということでお願いをしたいんですが、一切しないということでおっしゃるのか。

○議 長

稲月議員、同じ質問、同じ答弁になりますので、先ほど部長のほうから、今のところ考えてないということなんでね、それを何回やったって同じ水掛け論になりますから、もう同じ質問はやめてください。今ので、とにかく要望ということだったんで、それでよろしいですか。

○ 6 番

はい、結構です。

○議 長

いいですか。じゃあ、次の質問に行ってください。

事業部長。

○事業部長

それでは、2項目めのミニ開発とまちづくり計画についての御質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、近鉄平群駅や竜田川駅の周辺において、駅周辺の利便性の特性を生かし、小規模な住宅建築を目的とした開発行為が行われています。これらのミニ開発について、まちづくりの観点から考えますと、市街化区域は優先的に市街化促進を図るべき区域であり、住居系の土地利用により、若いファミリー世代を呼び込むことで、町の人口の増加や町の活性化につながるものと考えています。今後の対応については、議員が御心配されていることについては町におきましても承知をしているところではございますが、ミニ開発についても、奈良県の許認可を受けて開発をされておりますので、町が事業者への指導等を行うことは難しいと考えています。

以上でございます。

○議 長

稲月議員。

○ 6 番

今の法令上とかね、その辺で言えば、かなり難しいことなのかなというふうには思うんですけどもね、今後ね、これがもっともっと急増してね、大変なことになっていくんではないかという私は心配をしています。町のほうもその辺では承知をしているというふうにおっしゃっているわけですけども、これを解消していく、本当にね、今、吉新のほうでもね、吉新1丁目のところ、元工場があったところですかね、喜八寿司さんの北側の何平米あるのか分からないですけども、あそこもきつとこういった宅地が建っていくんだろうというふうには思うんですけど、あそこから出てくる道路というのは、喜八寿司から北のほうに、南北の道路ですよ。非常に狭い道路で、車が行き交うことは不可能やと、1台しか通れないという状況にあるわけです。今も、歩行者、駅に通勤をされる方とか、たくさん通りはるわけですよ。それと、車も結構便利なので、あそこの道に入っていく車も多いんですよ。そこに10軒余り建っていくわけですからね、その車が出入りをする。非常に危険やなって、もう見るからに、これはあかんでというふうに感想としては思っています。

それとか、三里の地域、三里と、これも吉新との境目のところのグランドハイツですかね、そういう集合住宅がありますが、その裏手の元田んぼのところですけども、ここも、水路が二方向にあってね、出ていった道路は非常に狭い。今でも、水路を何とか暗渠にしてもらわれへんかなとかね、いろいろ願いはあるわけですけども、そういうところ。こっちのほうからも何か出れるようになってるみたいですけど、西側の道路については、片側は狭くなって二輪車しか通れない道路であるとかね。やっぱりもう本当に通りにくい、大変狭い道路に面してる。それはもともと田んぼやったからやというふうには思うんですけどもね、その辺なんかを考えると、非常に危険だなって、このまま放置をすることはよくないなというふうに思います。

開発業者に対して、やっぱりせめて水路に蓋をすとか、少しでも通りやすくできるような措置をさせていく義務を課すとかね、そういったことの指導は町としてもやっぱり一定やっていけるところやというふうには思うんですよ。向こうはもうけはるんやからね、その分、そういうところに割いてもらって、もっと安全で、いい住宅を提供していただくという観点からね、そんな指導をぜひしていただきたいなというふうに思いますし、できることならば、こういった開発についての一定の規制みたいなのを条例で設定をしていくなり、そう

いうことの、これからすぐにはできへんと思うんですけどね、考えていかへんかったら、まちづくりが大変な状態に陥っていくんではないかなという心配がありますので、ぜひ検討を今後していただきたいというふうに思うんですが、その辺ではどうですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

吉新1丁目から北側へ出てくる道路が狭いということと、三里と吉新の境目の水路の形状、道路が狭いということで、せめて安全対策の検討ということの質問と思います。

ミニ開発の道路形態については、御存じのとおり県許可となっておりまして、土地所有者の意向等により、合法的に土地利用が図られておりますので、事業者への指導の対応は難しいと、基本考えております。議員質問の安全対策ですね、道路や水路に起因する住民の生活環境とか安全対策等については、どんなケースか、現場を見ないと分かりませんが、必要に応じて自治会要望があれば担当課で、いろいろ部署は分かれると思いますけれども、検討はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

稲月議員。

○6番

ありがとうございます。これ以上言ってもなかなか難しい問題があると思うんで、取りあえず、町ができる安全対策をやっぱり講じていく。そのためには、業者にも責任を持ってもらうようなお願いをしていくというようなことはやっていただけるのかなというふうには思いますので、それで当面はやってもらって、買いはった若い世帯が本当に安心して暮らせるようにしていただきたいというふうに思います。

それと、今後ね、こういった形でミニ開発の弊害という問題なんかも含めて、やっぱりまちづくりの対策としてお考えいただきたい、検討をしていただく課題にしていきたいなと思います。これで結構です。

これで私の質問は終わります。

○議長

それでは、稲月議員の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明

日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれで延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 1 時 5 7 分)